

鶴ヶ島市監査委員告示第17号

地方自治法第199条第2項及び第4項の規定に基づき、監査を実施したので同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

令和6年12月25日

鶴ヶ島市監査委員 瀧 嶋 邦 夫

鶴ヶ島市監査委員 高 橋 剣 二

1 監査基準に準拠している旨

監査委員は、鶴ヶ島市監査基準（令和2年鶴ヶ島市監査委員告示第6号）に準拠して監査を行った。

2 監査の種類

行政監査（地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項の規定による監査）及び定例監査（同法同条第4項の規定による監査）

3 監査の対象

- (1) 総務部 総務人権推進課（固定資産評価審査委員会含む）
- (2) 選挙管理委員会

4 監査の着眼点

令和6年度（4月から8月まで）の財務に関する事務の執行及び事務事業の執行が法令に準拠し、適正かつ効率的に行われているか否かに主眼をおいた。

5 監査の主な実施内容

抽出により提出された監査資料を精査するとともに、所属長、関係職員から説明を聴取して監査を行った。

6 監査の実施場所及び日程

実施場所：鶴ヶ島市役所 庁議室

日程：令和6年11月25日

7 監査の結果

1から6までの記載事項のとおり監査を行った結果は、次のとおりである。

今後も監査結果を踏まえ、良い点は引き続き継続し、改善すべき点は改善し、市民福祉の増進と地方自治の本旨の実現を図られるよう、適正かつ効率的な事務の執行に努められたい。

(1) 総務部 総務人権推進課（固定資産評価審査委員会含む）

ア 主要事務事業

令和6年度の主要な事務事業は以下のとおりである。

(ア) 平和意識啓発経費

原爆死没者に対し哀悼の意を表するとともに、改めて戦争の悲惨さと平和の尊さを深く認識し、未来に向かって平和な社会の尊さを市民に伝承するため、8月6日に開催される広島市平和記念式典に市内小学校の児童（6年生8人）を派遣する経費。

参加した児童は平和に対する意識をより一層深める貴重な体験ができ、改めて戦争の悲惨さと平和の尊さを深く認識した。また、参加報告会の開催（参加者数70人）等により、広く市民の平和意識の高揚につながっている。

今後も広島市平和記念式典への児童派遣を中心に、市民の平和に対する意識啓発を継続して実施する。

(イ) 人権啓発推進経費

人種や性別、年齢、門地などにかかわらず、全ての人々の人権が尊重され、互いの個性や価値観を認め合い、一人ひとりが互いに人権を尊重する差別のない明るい社会を実現するため、啓発活動や研修活動などを実施する経費。

人権相談の実施、人権問題講演会の開催、人権啓発品（人権啓発標語入りポケットティッシュ）の作成及び配布、人権の花運動（市内の小学校に花苗を配布）などの活動を行う。

今後も差別のない社会の実現を図るため、人権に対する正しい情報提供や啓発活動を継続して実施する。

イ 評価・意見・要望

(ア) 歳入歳出予算の執行

適正に執行されているものと認められた。

(イ) 契約事務

適正に執行されているものと認められた。

(ウ) 現金等の取扱い

適正に執行されているものと認められた。

(エ) 備品等の財産管理

適正に執行されているものと認められた。

(オ) 文書の処理及び管理

適正に執行されているものと認められた。

(2) 選挙管理委員会

ア 主要事務事業

令和6年度の主要な事務事業は以下のとおりである。

(ア) 選挙管理委員会運営経費

4人の選挙管理委員で組織されている選挙管理委員会の運営に必要なと
なる、委員等報酬や費用弁償に要する経費。

選挙管理委員会を年4回、定例開催する。

(イ) 選挙常時啓発推進経費

選挙時に限らず、常に有権者及び未来の有権者に選挙に対する関心を持
ってもらうための啓発に要する経費。

明るい選挙啓発ポスター展や選挙についての出前講座を開催する。

令和6年度の明るい選挙啓発ポスター展の出品者数は小学生40人、
中学生13人、高校生1人の合計54人である。

今後も常に有権者及び未来の有権者に選挙に対する関心を持ってもら
うよう継続して実施する。

イ 評価・意見・要望

(ア) 歳入歳出予算の執行

適正に執行されているものと認められた。

(イ) 契約事務

適正に執行されているものと認められた。

(ウ) 現金等の取扱い

適正に執行されているものと認められた。

(エ) 備品等の財産管理

適正に執行されているものと認められた。

(オ) 文書の処理及び管理

適正に執行されているものと認められた。